

技能実習生の結婚と 在留資格について

 CAMTECH GMS



はじめに

日本国内に「技能実習」「特定技能」「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で滞在している外国人は、2022年末時点で約76万人以上にのぼります。こうした在留資格で日本国内で働いている方と、日本人が同じ職場や地域で接する機会は非常に多く、交流が深まるとともに恋愛関係や結婚を前提としたお付き合いに発展することも珍しくありません。

こうしたケースにおいて、外国人と日本人が結婚する場合には在留資格の変更手続きが必要となる場合も増えてきました。

このホワイトペーパーでは、「技能実習生」「特定技能」などの在留資格の外国人が日本人と結婚する際の、受け入れ企業の手続きについて解説します。

在留資格の変更が必要になる場合

「技能実習」「特定技能」「技術・人文知識・国際業務」どの在留資格においても、在留期間の間に結婚する場合には在留資格の変更は必要ありません。問題となるのは、在留期間が切れても日本での生活を望む場合です。

技能実習

技能実習は在留期間の上限が5年で、一般には技能実習1号（1年）および技能実習2号（1号の1年に加えて2年、合計3年）の在留期間が終わった場合に、日本人と結婚する場合の在留資格の変更が必要となります。

特定技能

特定技能は1号の場合、在留期間の上限が5年です。結婚による在留資格の変更が発生するのは、上限5年を超えて日本で滞在を希望する場合、または、在留期間の更新（1年、6ヶ月又は4ヶ月ごとの更新）の際に変更が発生する場合です。しかし、政府が2023年6月に更新に上限のない特定技能2号の対象分野拡大を閣議決定したことから、こうした分野では在留期間の観点から結婚による在留資格の変更は、受け入れ企業にとって特にメリットはありません。

技術・人文知識・国際業務

技術・人文知識・国際業務の在留期間は3ヶ月・1年・3年・5年のいずれかですが、後進に上限がありません。そのため、企業の受け入れ上で結婚による在留資格変更を行う必要性はありませんが、退職やその他の都合で在留資格の変更手続きを行う場合があります。

結婚後の在留資格

日本人との結婚の場合、在留資格は「日本人の配偶者等」に変更することができます。

日本人の配偶者等 在留期間 6ヶ月、1年、3年、5年

結婚による在留資格変更の場合、以下の要件が求められます。

◎日本人と実際に婚姻関係にあること

現在、日本人と婚姻関係にあることが必要となります。婚約や事実婚、離婚、死別した場合は該当しません。原則として、同居するなどの婚姻の実態も必要となります。

また、夫・妻のどちらでも申請が可能です。

◎生計が立てられること

日本国内で安定した生計を営むことができる求められます。夫婦の収入、預貯金、家族の状況などを確認されます。なお、必ずしも日本人が扶養者となる必要はありません。外国人本人が扶養者となることもあります。

「日本人の配偶者等」では在留中の実態に応じて期間が延長され、状況が良好である場合には「永住者」の在留資格申請許可にもつながります。

在留資格の変更手順

結婚による在留資格の変更が発生する可能性が高い「技能実習」について、在留資格変更の手続きを説明します。

技能実習生が結婚により在留資格を変更する場合には主に2通りの手順があります。

- ◎一度帰国して配偶者を日本に呼び寄せる
- ◎帰国せずに在留資格を変更する

技能実習は在留期間終了後に本国に帰国することを前提とした在留資格です。そのため、基本的には受け入れ終了後に帰国し、婚姻手続き完了後に配偶者のビザ発給を受ける形となります。

しかし、帰国せずに在留資格を変更したい場合には、外国人の相手国によっては帰国せずに変更手続きを行うことも可能です。



在留資格の変更手順(例)

◎一度帰国して配偶者を日本に呼び寄せる

- 外国人（技能実習生）と日本人の結婚相手が相手国に帰国し婚姻手続き
- 日本人の結婚相手が日本に帰国し、婚姻届提出
- 婚姻届受理証明書を外国人（技能実習生）に送付
- 在留資格認定証明書交付申請を行う
- 発給された在留資格認定証明書を外国人（技能実習生）に送付
- 現地日本大使館でビザ申請
- 来日

◎帰国せずに在留資格を変更する

- 相手国の親族などから婚姻届に必要な証明書類を送ってもらう
- 日本で婚姻届提出
- 婚姻届受理証明書を相手国の親族等に送り婚姻手続きをしてもらう
- 在留資格変更許可申請を提出 ※監理団体からの承諾書が必要
- 新しい在留資格発給

在留資格を変更する際に必要な証明書等

在留資格変更許可申請書 1通

写真 1葉（指定の規格を満たした写真を用意し、申請書に添付して提出）

配偶者（日本人）の方の戸籍謄本（全部事項証明書） 1通

※ 申請人との婚姻事実の記載があるもの。

申請人の国籍国（外国）の機関から発行された結婚証明書 1通

日本での滞在費用を証明する資料

(1) 申請人の滞在費用を支弁する方の直近1年分の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）各1通

(2) その他

※ 入国後間もない場合や転居等により、(1)の資料で滞在費用を証明できない場合は、以下の資料などを提出して下さい。

a 預貯金通帳の写し 適宜

※ Web通帳の画面の写し等（取引履歴が分かるもの）であっても差し支えありません。

ただし、加工等できない状態で印刷されたものに限ります（Excelファイル等は不可）。

b 雇用予定証明書又は採用内定通知書（日本の会社発行のもの） 適宜

c 上記に準ずるもの 適宜

配偶者（日本人）の身元保証書 1通

配偶者（日本人）の世帯全員の記載のある住民票の写し 1通
質問書 1通

夫婦間の交流が確認できる資料

スナップ写真（お二人で写っており、容姿がはっきりと確認できるもの。アプリ加工したものは不可。） 2～3葉

その他（以下で提出できるもの）

・ SNS記録

・ 通話記録

パスポート 提示

在留カード 提示

まとめ

日本人との結婚を通して配偶者の在留資格を得ることで、外国人は日本での活動についての制限が大きく緩和されます。そのため、偽装結婚など不法行為が横行しており、在留資格変更許可申請は厳しく審査されています。手続きに当たっては疑いをもたれないように入念な準備が必要です。

また、企業にとっては在留資格の変更でより長期的に働いてもらえるメリットがある一方で、転職の制限などが無いことから、待遇等で不満があった場合に離職のリスクにつながることも考えられます。

今後、技能実習制度の見直しと特定技能制度の拡充が検討される見込みであり、特定技能2号やその延長線上にある在留資格で長期滞在が可能になると、日本人の配偶者等への在留資格変更は重要性が薄れる可能性があります。しかし、永住者としての資格を取り、長く会社の一員として貢献してくれる可能性を考えると、適宜変更手続きの支援をする必要があります



最後に

CAMTECHでは、もっと詳細が知りたい、情報収集がしたいという方向けに、外国人雇用の様々な情報を提供しています。ぜひご活用ください。

□資料ダウンロード

外国人雇用の知識をテーマ別にまとめたホワイトペーパーや調査レポートを提供しています。

□海外人材マネジメントサービスGMS 資料ダウンロード

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/download>

□セミナー

外国人雇用の具体的な生の情報を伝えています。

□海外人材マネジメントサービスGMS セミナーのご案内

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/seminar>

□海外人材Q & A

よくある質問に一問一答形式でお答えしています。社労士・行政書士に無料相談も可能です。

□海外人材マネジメントサービスGMS 海外人材Q & A

<https://gms.ca-m.co.jp/qa>

細やかな気遣い・サポートを提供し、
日本での生活をもっと快適に。



<https://gms.ca-m.co.jp/>

Webサイトでは「社労士・行政書士無料相談」や
「海外人材Q&A」をご用意し、みなさまの疑問や
不安などにお応えいたします。

0120-530-451（受付／平日10:00～18:00）

また、フリーダイヤルでも様々なご相談に対応いたします。

担当者が丁寧にご説明いたしますので、まずは一度ご連絡ください。

お問い合わせ

フリーダイヤル

0120-530-451

営業時間:10:00-18:00(月-金)

